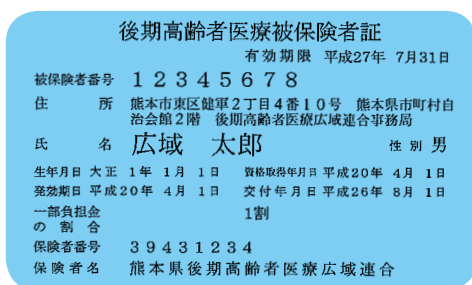


後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

被保険者証の更新や保険料などについてお知らせします

■ 8月1日（金）から被保険者証が変わります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証（オレンジ色）の有効期限は、7月31日（木）までとなっています。



▲ 8月1日（金）から、新しい被保険者証（水色）になります

● 新しい被保険者証は「水色」になります

8月1日（金）から使用できる新しい被保険者証（水色）を、今月中に簡

易書留にて郵送します（受領印が必要になります）。現在お持ちの被保険者証（オレンジ色）は、8月1日（金）以降に確実に処分していただくか、町住民生活課までお返しくください。

● 負担割合が変わった場合には、被保険者証をお返しくください。

負担割合が1割から3割、3割から1割に変更となった被保険者証につきましては、受診時の間違いを防ぐため、必ず町住民生活課にお返しくください。

● 新しい被保険者証は「臓器提供意思表示」もできます

また、新しい被保険者証は、裏面に「臓器提供意思表示」ができるようになっています。臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。個人情報保護のためのシールは町住民生活課窓口を用意していますので、詳

しくはお問い合わせください。

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証が変わります

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証（オレンジ色）は、7月31日（木）で使用期限が切れます。認定証をお持ちで8月1日（金）

■ 医療費の自己負担限度額（月額）

適用区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

■ 入院時の食事代の標準負担額（1食）

適用区分	入院日数	金額
区分Ⅱ	過去12か月で90日までの入院	210円
	過去12か月で91日目からの入院（再度申請が必要）	160円
区分Ⅰ		100円

以降も引き続き該当する人には、被保険者証（水色）と一緒に新しい認定証（水色）を郵送します。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証の対象となる人は？

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証は、被保険者の属する世帯全員が住民税非課税の場合に交付されません。

■ 平成26年度の保険料額が決定します

7月中旬に、被保険者の皆さんに平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。保険料額は、均等割額（47,900円）と所得割額（基礎控除後の所得の額の9・26割）を合計した金額で、年額57万円が上限額となっています。